

参 考 見 積 募 集 要 領

次のとおり参考見積を募集します。

令和 7 年 7 月 1 日

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所長 谷本 修

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、吉野川下流総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 歩掛参考見積提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から業務請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積の提出等

(1) 歩掛参考見積書

歩掛参考見積書の様式は、別紙参考様式を参考に記載してください。
作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出してください。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。

(2) 提出期間 令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 7 年 7 月 11 日 まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所長 谷本 修 宛

【担当】工務課 奥井

住 所：〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本 250-22

電 話：088-624-7733 F A X：088-624-7743

メール：nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX 又は電子メール(社印があること)により提出するものとします。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日 9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

4. 見積内容

(1) 基本条件、作業項目及び作業内容

別添「見積仕様書」のとおりとします。

(2) 業務費の構成と歩掛見積範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、水資源機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)に示す「作業項目及び作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を募集します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している最新の「設計業務委託等技術者単価」における「技術者

の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年3月31日までとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期限：令和7年7月4日

(2) 提出場所：3. (3)に同じ。

(3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年7月7日 から 令和7年7月11日 まで

(2) 閲覧方法：水資源機構吉野川下流総合管理所ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

恐れ入りますが、参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

ご提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以上

河口堰河道計画検討業務（仮称）

見 積 仕 様 書

令和 7 年 7 月

独立行政法人 水資源機構
吉野川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1)河川管理施設等構造令（平成25年7月改正）国土交通省
- (2)河川砂防技術基準 調査編（令和4年6月改定）国土交通省
- (3) その他、調査職員が指示するもの

第2節 業務内容

2－1 業務場所

徳島県徳島市川内町榎瀬841番地 吉野川下流総合管理所 旧吉野川河口堰管理所

2－2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

資料収集整理	1式
河道影響検討	1式

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、旧吉野川及び今切川において各河口堰操作等における洪水時の安全性を把握し、堰上流への影響を検討するものである。

第2節 業務内容

3－1 計画準備

業務の目的、内容を把握し、的確に業務が実施できるよう業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

3－2 資料収集整理

本業務の検討に必要な資料、図面等を収集整理する。

3－3 河道影響検討

下表の検討ケースにもとづき、旧吉野川、今切川の現況河道に対して、計画高水流量及び河川整備計画目標流下時水位を算出する。下表に示す項目以外の計算条件（粗度係数や分派比等は、基本的に旧吉野川の河道計画検討における現況流下能力算定条件とする。

なお、影響検討に必要なデータは発注者より貸与するものとする。

表 準二次元不等流計算条件

対象河川	河道条件 (2ケース)	流量条件 (2ケース)	出発水位 (1ケース)
旧吉野川 今切川	現況河道（最新測量河道） 現況河道にゲート整備時点を反映	計画高水流量 (大寺：1,500m ³ /s) 河川整備計画目標流量 (大寺：1,000m ³ /s)	A. P. 3.5m

3－4 報告書作成

受注者は、業務の成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

以 上

【参考様式】

件名 河口堰河道計画検討業務(仮称)

1業務あたり

[illegible]